


第5章



取り組み内容

1. 取り組みの方向性と主な事業

本計画では、4つの基本目標を目指すための14の「取り組みの方向性」を示し、区及び社会福祉協議会が行う28の「主な事業」を定めました。第5章では、取り組みの方向性ごとに、各主体の役割や取り組みを示していきます。

項目	内容
基本目標	基本理念のもと、4つの基本目標を掲げています。
取り組みの方向性	基本目標を実現するための取り組みの方向性を示しています。
これまでの取り組みと成果	「平成27年度までの到達目標」を記した上で、ヒアリングとアンケート、実際の取り組み結果から、これまでの取り組みと成果を示しています。
これからの課題	ヒアリングとアンケート、実際の取り組み結果により、これからの課題を示しています。
平成32年度の目指すべき地域の姿	本計画で目指すべき平成32年度の姿を示しています。
これからの取り組み	目指すべき地域の姿に向けて、今後5年間で取り組むべき内容の概要を示しています。
各主体の役割と取り組み	地域福祉推進の各主体ごとに、具体的な役割と取り組み内容を示しています。
	区と社会福祉協議会については、具体的な事業を示しています。 01 のように番号のある事業は主な事業で、事業概要やこれまでの実績、これからの事業目標を示しています。 それ以外の事業で関連する事業は  のように番号なしで示しています。
	区民や町会・自治会等、ボランティア・NPO、民生委員・児童委員、社会福祉法人、各支援センター等については、「必要な取り組み」を提案し「取り組みの実例」を紹介しています。

